



別表1 学校保健安全法施行規則第18条における感染症の種類と出席停止の期間の基準について

(最終改正 平成24年文部科学省令第11号)

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎 ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARS コロナウイルスであるものに限る) 鳥インフルエンザ(病原体がインフルエンザ ウイルスA属インフルエンザAウイルスで あってその血清亜型がH5N1であるもの に限る)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後 2日(幼児にあっては3日)を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な 抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5日を経過し、かつ全身状態が良好になるま で
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染 のおそれがないと認める
第三種	コレラ、細菌性赤痢、 腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、 急性出血性結膜炎、その他の感染症	まで
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項から第9 項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、及び新感染症は、第一種の感染症とみな す		